

高齢者等世帯のごみ出し支援の事業概要説明書

1. 支援の概要

自らごみをごみステーションまで排出することが困難で、他の者の協力を得ることができない高齢者又は障害者のみの世帯に対し、ごみの搬出の支援及び安否確認を行う。

2. 支援対象世帯

世帯を構成する者及び同一の家屋に居住する者のすべてが次のいずれかの要件に該当している世帯とする。

- (1) 介護保険制度により要支援1から要介護5までのいずれかに該当する者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている者
- (5) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者

※支援を受けることができない世帯

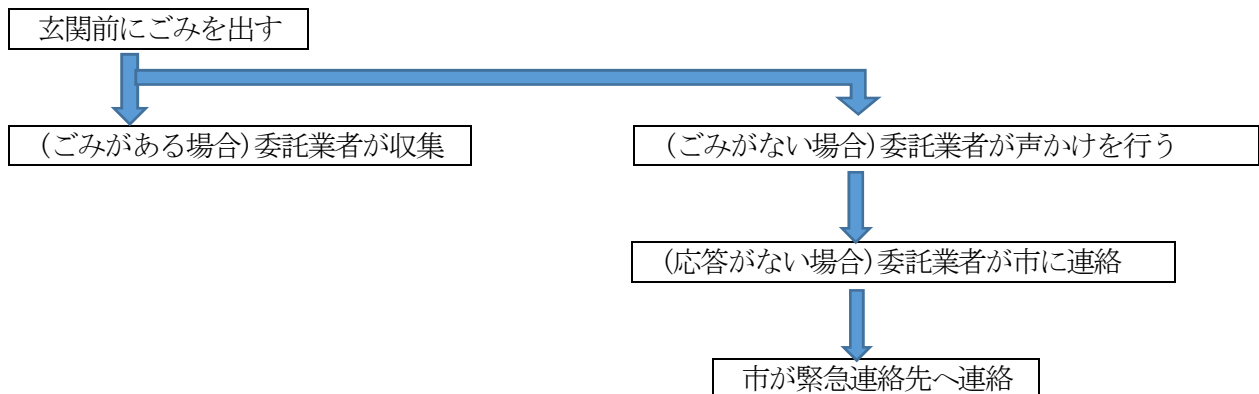
三豊市に住所を有していない世帯、施設へ入所している世帯、他のごみ出し支援を受けている世帯

3. 支援内容

- (1) 支援対象世帯宅に毎週1回、自宅の玄関先などの指定された場所に出された家庭ごみを収集する。
- (2) 事前連絡なくごみが出ていない場合は声かけをし、応答がない場合は緊急連絡先へ連絡して安否確認を行う。
- (3) 収集するごみは粗大ごみを除く。粗大ごみの回収については、市が許可（粗大ごみ及び一時多量ごみ）している5社へ回収依頼をする。

《許可業者》①有限会社詫間清掃（詫間町） ②株式会社アドバンス（仁尾町）
③西讃再資源化事業協同組合（豊中町） ④株式会社丸美クリーン（高瀬町）
⑤株式会社パブリック（観音寺市）

(イメージ)



4. 支援内容の補足

- ・支援対象世帯は、専用の容器（ポリペールとキャリー）を自ら用意し、敷地内に置く。（購入費用は、利用者負担とする。）
- ・手数料として、1世帯につき、月額1,000円を口座振替で市に納める。
- ・アパートやマンション等の共同住宅に居住している世帯は、申請者がごみの置き場について当該住宅の管理者に同意を得る。

5. 支援開始までの流れ

- ①申請書受理
- ②環境衛生課職員が利用者宅を訪問、ごみ排出場所の確認
- ③支援決定通知を送付（支援開始）

6. 支援開始日

後日送付する利用承認通知書に記載の日

7. 収集曜日、収集時間

- ・収集曜日は、以下のとおりとする
詫間町（栗島・志々島を除く）、仁尾町、三野町 … 火曜日
高瀬町、豊中町、山本町、財田町 … 木曜日
- ・午前9時から16時までの間、収集する。

8. ごみの出し方

三豊市が定めている分別の方法によりごみを出す。

(1) 燃やせるごみ

- ・三豊市指定ごみ袋に入れ、ポリペールなどの蓋付きの容器の中に保管する。
- ・剪定枝については紙紐等で縛る。（指定ごみ袋に入れる必要はない）

(2) 燃やせないごみ、有害ごみ

- ・燃やせないごみと有害ごみの蛍光灯や電池、ライター等は、直接キャリーに入れて出す。

(3) 資源ごみ

- ・ペットボトル、びん類、缶類、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、金属は種類ごとに透明の袋に入れて玄関前に出す。



蓋付き容器の例



キャリーの例

※色や大きさは問いません。家庭から出るごみが入りきる大きさにしてください。

9. 申請内容の変更

申請した内容に変更が生じたときは、環境衛生課へ変更届（様式第3号）を提出する。

10. 利用の休止及び再開

利用者が入院等の理由により、ごみ出し支援を一時的に休止しようとするときは、環境衛生課へ利用休止等届（様式第4号）を提出する。また、再開する場合も利用等休止届を提出する。

11. 利用の終了

利用世帯が次のいずれかに該当するときは、速やかに環境衛生課へ利用廃止届（様式第5号）を提出する。

- (1) 世帯員のすべてが住所を変更したとき
（新住所で改めて申請する。施設入所の場合は、支援対象外。）
- (2) 支援対象世帯の要件に該当しなくなったとき
- (3) 支援が不要となったとき